

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、下記の内容に留意してください。なお、体育における学習活動においても下記内容に準じた指導をお願いします。

## 記

## 1 対応期間

1月21日(金)から2月13日(日)まで

## 2 まん延防止等重点措置区域の県立学校について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～における【レベル3地域】の対応とする。

- 個人での活動とし、十分な感染症対策を講じた上で必要最低限の人数で実施すること。
- 集団で行う活動は避け、特定の少人数での活動を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこと。

## 3 まん延防止等重点措置区域以外の県立学校について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～における【レベル2地域】の対応とする。

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、一定の距離保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討を行うこと。

## 4 全ての県立学校の活動について

- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。  
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上上の休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- ・ 施設に限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。



## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年1月20日  
宮崎県教育委員会

県内で新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、都城市、三股町がまん延防止等重点措置区域に指定されました。まん延防止等重点措置区域の県立学校につきましては、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（以下衛生管理マニュアル）のレベル3を基本に対応をお願いします。

また、県全体に感染拡大緊急警報が発令されておりますので、まん延防止等重点措置区域以外の県立学校につきましては、衛生管理マニュアルにおけるレベル2相当を基本とし、地域や学校の感染状況も加味し適切な対応をお願いします。

### ◎ 衛生管理マニュアルを基にした各地域における対応について

- 1 まん延防止等重点措置区域内の県立学校の対応（衛生管理マニュアルのレベル3相当）
  - ・ 教育活動における身体的距離の確保については、できるだけ2m程度（最低1m）を確保すること。
  - ・ 身体的距離を確保し学びを止めないために、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間での指導を行うことや、必要に応じてリモートを積極的に活用した指導等についても検討すること。
  - ・ 感染リスクの高い学習活動については行わないこと。
  - ・ 部活動については、別添の事務連絡（別紙）を参照すること。
- 2 まん延防止等重点措置区域以外の県立学校の対応（衛生管理マニュアルのレベル2相当）
  - ・ 教育活動における身体的距離の確保については、1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることに。
  - ・ 「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。
  - ・ 部活動については、別添の事務連絡（別紙）を参照すること。
- 3 学校において感染者が確認された場合の対応
  - ・ 各学校において感染者が確認された場合は、『県立学校で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応』（教育政策課：令和3年9月6日事務連絡）に沿って適切に対応すること。  
なお、自宅待機等の措置を講じる場合は、事前に県教育委員会へ相談すること。
- 4 その他
  - 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ 2021.12.10一部修正（文部科学省）を基に示されている。
  - 上記の対応は1月20日（木）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
  - 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先  
教育政策課（企画調整担当）  
TEL 0985-26-7234

## 5 全ての県立学校に共通する具体的な留意事項について【レベル2地域】【レベル3地域】

- 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 更衣や部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。
- 運動時は、身体へリスクを考慮し、マスクの着用は求めないが、活動の前後における着替えや移動の際や、教職員等による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。
- マスクを外して活動を行う場合には、互いの距離を2m以上確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 軽度な運動等を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。また、マスク着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うのを控えたり、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。

## 6 大会参加について

令和4年1月16日付け事務連絡のとおり

## 7 その他

- 生徒や職員が大会等に参加をする際は、PCR 検査等無料化の事業について、所属の職員及び保護者に対して適切に周知すること。（詳細は下の URL 参照）  
【県ホームページ：新型コロナウイルス感染症対策特設サイト】  
～PCR 検査等の無料検査開始について～  
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/fukushihoken/covid-19/kenmin/20211221130411.html>
- 上記の対応は、1月20日（木）時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等や大会等の開催日程等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 2月14日（月）以降の対応については、2月10日（木）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先  
高校教育課（高校教育・学力向上担当）  
0985（26）7033  
スポーツ振興課（学校体育担当）  
0985（26）7596